

構造改革特別区域計画

1. 構造改革特別区域計画の作成主体の名称

新潟県東蒲原郡阿賀町

2. 構造改革特別区域の名称

阿賀町活性化どぶろく特区

3. 構造改革特別区域の範囲

新潟県東蒲原郡阿賀町の全域

4. 構造改革特別区域の特性

(1) 位置・地勢・自然条件

当町は新潟県の東部に位置し、県都新潟市から東へ磐越自動車道で約35分、一般国道49号では約60分で町の中心部に到着する距離にあり、町の東側は福島県の県境と接している。

町の中央を阿賀野川とその支流の常浪川が流れ、その沿岸の段丘を中心に開けた山間地域で、中心部は比較的平坦だが、周辺は急峻な山岳地帯に囲まれている。北に大きく飯豊山塊が広がり、北西には越後山脈が南北に走っている。町の面積は952.88km²で、新潟県面積の約7.6%を占めている。

気候は、日本海側気候と内陸性気候の特徴を併せ持ち、年間の平均気温は11℃から12℃だが、年間を通じての気温差が30℃もあり、1日の気温差も大きくなっている。また、高温多湿で降雨量も多く、冬の積雪は平坦部で1.5m、山間部で2.5mに達し、根雪期間は12月下旬から3月下旬に及び、特別豪雪地帯に指定されている。

(2) 人口

当町の人口は、昭和35年には35,111人であったが、昭和45年には24,632人、昭和55年に20,280人、平成2年には17,557人、平成12年には15,813人と40年間で19,298人、約55%も減少している。世帯数は昭和35年の6,763世帯から平成12年の5,329世帯へと約21%の減少にとどまっているものの、1世帯あたりの人員が5.19人から2.97人へと大きく減少している。これは世帯分離や若年層の流出による高齢単身者や高齢者夫婦のみの世帯の増加が要因と考えられる。

年齢3区分別人口の構成比をみると、平成12年国勢調査において、年少人口（0歳～14歳）は11.7%、生産年齢人口（15歳～64歳）は53.9%、老年人口（65歳以上）は34.4%となっており、3人に1人以上が65歳以上という高齢化率の高さを示している。

また14歳以下の年少人口においては、昭和35年の12,947人から平成12年には1,858人に減り、約86%も減少している一方、65歳以上の老年人口は2,049人から5,433人へと約2.5倍になるなど、人口とは反比例して増加傾向を示している。平成2年国勢調査と比較しても、年少人口は2.7ポイント減少する一方で、老年人口は10.7ポイント増加しており、現在も少子高齢化が進行している。

（3）産業

第1次産業への就業人口は、昭和35年には8,246人を数えたが、それ以降急激な減少を続けており、平成12年には724人まで減少している。

第2次産業への就業人口は、昭和45年から平成7年までは4,000人前後で推移してきたが、平成12年には2,974人と約1,000人の減少となっている。国内製造業の空洞化や建設投資額の減少等、第2次産業を取り巻く経済環境の悪化も大きな要因と想定される。

第3次産業の就業人口については、大きな変動はなく、平成12年国勢調査では3,673人となっている。ただし、観光動態を見てみると町への入込客数は平成8年の262万人をピークに減少を続け平成16年には152万人まで落ち込んでいる。

また、就業人口比率でみると昭和35年当時、第1次産業が52.8%、第2次産業が22.8%、第3次産業が24.4%と第1次産業の比率が高かったが、平成12年のデータでは、第1次9.8%、第2次40.3%、第3次49.9%と産業割合に変化が生じ、第1次産業が大きく減少している。

これは、農林業の経営の近代化等による余剰人員の第2次・3次産業への移行や、後継者不足による農家の減少が主な理由として挙げられる。

5. 構造改革特別区域計画の意義

当町は越後山脈・飯豊山といった雄大な山、阿賀野川・常浪川といった美しい河川、それら山間地及び支流に点在するのどかな田園風景が特徴的な豊かな自然環境に恵まれた地域である。また、津川・鹿瀬・上川・三川の各地区には温泉を中心とした観光施設が点在し、宿泊施設は23を数え地域の観光産業の中心となっている。

そういった豊かな自然環境や観光施設があるにも関わらず、他地域との競

争激化により観光客数は減少し観光産業の衰退が懸念されている。また、以前はこの地域の主産業であった農林業においても就業者の高齢化や担い手不足、山間地という条件的不利もあり農地集積型の近代農業に対応できず農業所得が減少し農業の継続を断念する人が増加するなど厳しい状況に立たされている。これらの課題を克服するため、資源を有効に活用し産業振興や地域の活性化を図ることを目的に平成元年に「奥阿賀地域振興協議会」を設立した。

平成9年には県の「ニューにいがた里創プラン事業」の指定を受け、都市と農村の交流を推進するグリーン・ツーリズムをこの地域に定着させることを目標に工芸体験や里山トレッキングなどのイベントを開催してきた。平成10年から平成12年までの3年間にイベント数は31回を数え、合計1,018人が参加した。

その活動実績を活かし、平成13年には小・中学生、高校生を対象とした滞在型の体験交流圏づくりを目指し、宿泊施設や体験インストラクターを含めた体制整備に着手した。また、首都圏を中心とした学校やエージェントに対するPR活動も展開した。

平成14年には体制整備も進展し、自然環境学習・農林業体験・伝統工芸体験・アウトドア体験・歴史文化体験・民家生活体験など約50のプログラムを構築し、初めて首都圏からの学校の受け入れを行い、この年は年間で3校、359人の生徒を受け入れた。地域住民から構成される体験インストラクターも研修を積み重ね指導者としての実力を養成するとともに、今まで隠れていた能力の発揮の場が提供されることとなり生きがい対策にもつながっている。

平成15年には、活動の主体を官主導型から官民連携型に移行させることを目的に「NPOにいがた奥阿賀ネットワーク」を設立した。この年に受け入れた学校は27校、生徒数3,310人となり事業の拡大が図られている。この体験教育旅行の受け入れにより地域内の旅館・ホテルといった宿泊施設の利用者も増加し、特に平日の稼働率が向上したとして関係者からも喜ばれている。また、実際に参加した生徒やその家族と体験インストラクター（地域住民）との間で交流が継続される例も多くあり、手紙や特産物を送りあうなど心の交流が生まれたこともこの事業の効果として大きい。

このように、学生を対象とするグリーン・ツーリズムが定着してきた一方で、全国各地で同じような取り組みが行われ地域間競争も激化してきた。また、当地域では家族や一般の人を受け入れる体制はまだ構築されていなかったこと、また農林業の振興対策としてこのグリーン・ツーリズムを活かしきれないこともこの地域の次なる大きな課題として浮かび上がってきた。

その対策として、平成17年には3戸の農家が農家民宿の認可を受け開業した。以前からの開業者を含め現在は合計5戸が農家民宿を営んでいる。これら農家民宿を中心とした当地域のグリーン・ツーリズムを発展させるためには他地域との差別化を図り、独自性をだしていくことが必要である。当地域には古くから営業する酒造会社が2社あり酒の町としても発展してきた。その歴史を踏まえ農家民宿における濁酒醸造を実現させることにより伝統産業との融合を図りながら新たな産業の創造が可能になるものと期待されるとともに、現在約70に達する体験プログラムを有効に活用することと併せ農家民宿への誘客促進を図り、農業経営の持続的発展を実現していく。

これらの取り組みにより当地域のグリーン・ツーリズムが総合的に発展し、交流人口が増加することにより観光産業及び農林水産業を含む地域全体の活性化につながるものとする。

6. 構造改革特別区域計画の目標

当町は山や川などの美しい自然環境や水稻を中心とした高品質な農産物、伝統文化、伝統産業など豊かな地域資源を有している。これらの地域資源を構造改革特別区域計画の中で有効に活用し、新たな産業を創造することは地域農業及び観光事業のさらなる発展と活性化につながる。

濁酒醸造は農家民宿を中心とする当地域のグリーン・ツーリズムを発展させ、都市・農村交流の拡大を図るとともに、当町の基本理念の一つである「自然と共生するまち」の実現を推進する。

また、濁酒醸造は農家自ら生産する米が原料であることから地産地消の取り組みを推進するとともに、農業者の酒米など米の他品種栽培の有用性を示すなど水田の有効活用と農業の持続的発展に資する。

以上のように構造改革特別区域計画の実施により当町の農業と観光事業を融合させたグリーン・ツーリズムの発展と交流人口の増加に伴い、農業及び観光事業のさらなる振興と地域全体の活性化及び活力増強を図ることを目標とする。

7. 構造改革特別区域計画の実施が構造改革特別区域に及ぼす経済的社会的効果

当町は、観光産業においては他地域との競争激化などによる観光客数の減少が懸念され、農林業においては担い手不足による農家の減少など農業の維持発展に警告が鳴らされていた。

その対策の一つとして平成9年から本格的なグリーン・ツーリズムの事業に取り組んできた。学生を対象としたグリーン・ツーリズムの受け入れは進展を見せる中、家族や一般の人を対象にした受け入れ整備が進んでいないこ

とと、農業経営の持続的発展に資するグリーン・ツーリズムの活用が進んでいない現状があった。

これらの課題を解決するために、農業経営の持続的発展の一手段となる農家民宿の開業を促進し、その農家による体験プログラムや濁酒の提供を取り入れたグリーン・ツーリズムをこの地域で定着させることが重要である。

具体的な効果としては、濁酒の特産品化による知名度の向上で誘客が促進され、交流人口の増加に伴い地元産物の消費が拡大される。また、農家民宿の営業と濁酒醸造により農家所得が向上し、農業経営の新たな手段としての農家の意識改革も期待される。また、なにより地域の活性化により住民のやる気・元気を生む原動力となる。

期待される経済的社会的効果としては、下記のとおりである。

新規起業

農家民宿や自家製による酒類製造などの地域に根ざした新たな起業が期待される。

	現 在	平成 18 年度目標	平成 22 年度目標
農家民宿数	5 件	6 件	14 件
自家製による酒類製造件数	0 件	1 件	5 件

グリーン・ツーリズム来客数の増加

地域の魅力が向上することで、交流人口の拡大が期待される。

	平成 16 年度実績	平成 18 年度目標	平成 22 年度目標
グリーン・ツーリズム来客数	4,397 人	5,400 人	8,200 人

農家所得の向上

交流人口の増加に伴い地元農産物の消費拡大が期待される。

	平成 16 年度実績	平成 18 年度目標	平成 22 年度目標
農家 1 戸当り生産農業所得	328 千円	330 千円	336 千円

8. 特定事業の名称

特定農業者による濁酒の製造事業（707）

9. 構造改革特別区域において実施し又はその実施を促進しようとする特定事業に関する事業その他の構造改革特別区域計画の実施に関して地方公共団体が必要と認める事項

(1) グリーン・ツーリズム推進事業

学生を対象とした「奥阿賀体験教育旅行」のさらなる充実と、一般の人や家族を対象とする農家民宿の受け入れ体制を整備するため、NPOにいがた奥阿賀ネットワーク及び行政機関、農家、体験インストラクター、宿泊施設が連携し事業を推進する。

体験プログラムの充実

自然環境学習・農林業体験・伝統工芸体験・アウトドア体験・歴史文化体験・民家生活体験など約70のプログラムがあるが、来客者のアンケート調査などを実施し、その結果を反映させたプログラムの改良や新規に必要なと思われるプログラムの開発を進め、来客者のニーズの変化に対応する。

体験インストラクターの養成

インストラクターの指導力の強化を図るため、研修会や先進地視察を行うとともに、需要の多いプログラムのインストラクターの新規養成や関係機関と連携した地域における人材の掘り起こしを進める。

PR活動の推進

首都圏の旅行エージェントや学校、報道機関へ積極的な情報提供を行うとともに、関東圏に当町出身者で組織された「ふるさと会」に対しても活動の紹介を行い誘客促進への協力を依頼する。

また、ホームページを活用したイベント情報や宿泊施設情報を提供し、一般の人や家族の誘客促進につなげる。

(2) 産業振興祭の開催

地元農産物や特産物の消費拡大とPRを目的に地元農家や生産組織、商店が出店し特産物を販売する産業振興祭を開催する。濁酒を新たな町の特産物として位置付け、それによる地域の知名度向上と来客者の増加を見込むことにより地元産物の一層の消費拡大を図っていく。

別 紙

1. 特定事業の名称

番 号 : 707
特定事業の名称 : 特定農業者による濁酒の製造事業

2. 当該規制の特例措置の適用を受けようとする者

構造改革特別区域内で農家民宿等の酒類を自己の営業場において飲用に供する業を併せ営む農業者で、その特別区域内に所在する自己の製造場において、自ら生産した米を原料として濁酒を製造しようとする者。

3. 当該規制の特例措置の適用の開始の日

本構造改革特別区域計画の認定を受けた日

4. 特定事業の内容

事業に關与する主体

上記2に記載の認定計画特定農業者で、酒類製造免許を受けた者

事業が行われる区域

新潟県東蒲原郡阿賀町の全域

事業の実施期間

上記2に記載の認定計画特定農業者が、酒類製造免許を受けた日以降

事業により実現される行為や整備される施設

上記2に記載の認定計画特定農業者が、濁酒の提供を通じて地域の活性化を図るために濁酒を製造する。

5. 当該規制の特例措置の内容

全国の農山漁村地域で、地域活性化の方策としてグリーン・ツーリズムが提案され定着しつつある中で、さらなる発展のためには地域の差別化及び独自性が必要である。

当該規制の特例措置により、旅館や民宿等を営む農業者が自ら生産した米を原料に濁酒を製造する場合、製造免許に係る最低製造数量基準を適用しないものとなり、酒類製造免許を受けることが可能となる。この特例措置を活用し、濁酒を製造、そして特産品と位置付け、来客者に提供することでグリーン・ツーリズムにおける誘客の促進及び交流人口の一層の拡大が図られる。また、地域の農業者に新たな農業経営の可能性を示し、農業の維持・発展に寄与する。

なお、当該特定事業により酒類の製造免許を受けた場合、酒税の納税義務者と

して必要な納税申告や記帳義務が発生するとともに、税務当局の検査や調査の対象となる。

また、無免許製造や特定事業実施者の納税義務違反の防止に向け、町の広報の活用や現地指導により周知の徹底を図る。